

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

**上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備等に伴う
「業務規程」等の一部改正について**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成22年2月10日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備の一環として、上場会社に対して1名以上の独立役員の確保を求めることとするほか、会計基準等の変更等について適切な対応を求めるなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

I. 改正概要

(備 考)

1. コーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた環境整備

(1) コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

上場会社は、当取引所が掲げる事項を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。

・適時開示等規則第42条
の2

(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示することとします。

・有価証券上場規程に関する
取扱い要領10の4
(2)

(3) 独立役員

①独立役員の確保

・上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役

・適時開示等規則第31条
の2

をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。

- ・上場内国会社は、独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を当取引所に提出し、当該届出書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意することとします。また、当該届出書の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した当該届出書を当取引所に提出することとします。

・適時開示等規則の取扱い16の2

②独立役員の開示

上場内国会社は、独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示することとします。

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)

- a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
- b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
- c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
- d 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）
- e 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）
 - (a) 上記aからdまでに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

2. その他

(1) 会計基準等の変更等についての適切な対応

①会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

上場内国会社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会

・適時開示等規則第46条

計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めなければならない旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。	の2
②財務会計基準機構への加入状況等に関する開示 上場内国会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならないこととします。	・適時開示等規則第9条の2
(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理 非上場親会社等の情報の開示に係る規定を削除するとともに、支配株主等に関する事項の開示に係る規定において、非上場の親会社等を有している上場会社は、当該非上場親会社等の決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示しなければならない旨を追加することとします。	・改正前適時開示等規則第6条、適時開示等規則第11条第2項及び第3項
(3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示 上場会社は、内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することとします。	・適時開示等規則第2条第1号a 1
(4) 適時開示における開示内容の明確化 上場会社は、会社情報の適時開示に際して、その決定理由又は発生経緯、概要、今後の見通しその他当取引所が投資判断上重要と認める事項を開示することとします。	・適時開示等規則第2条等
(5) 新株予約権証券の上場基準の緩和 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであることとする上場基準を削除します。	・改正前有価証券上場規程に関する取扱い要領13の3(3)等
(6) その他 その他所要の改正を行います。	

Ⅱ. 施 行 日

平成22年2月10日から施行します。ただし、以下の経過措置等を講じます。

(コーポレート・ガバナンス体制に関する開示)

上場会社は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出することとします。

(独立役員の確保)

独立役員の確保に関する規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用します。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保手段は、原則として平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用します。

(独立役員の届出)

上場内国会社は、平成22年3月31日までに当取引所に独立役員届出書を提出することとします。

(独立役員の開示)

- ・上場内国会社は、独立役員の確保の状況についての内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとします。

(財務会計基準機構への加入状況等に関する開示)

公益財団法人財務会計基準機構への加入状況に関する開示は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用します。

(内部統制報告書の提出に係る適時開示)

内部統制報告書の提出に係る適時開示に関する規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用します。

以 上